

防災公園街区整備事業のご案内

1. 事業の内容

地震災害等に対し脆弱な構造となっている都市の既成市街地において、

- ・ 地方公共団体からの要請に基づき、
- ・ 都市機構が、出資金を活用して工場跡地等を機動的に取得するとともに、
- ・ 避難地や防災活動拠点となる防災公園の整備と周辺市街地の整備改善を一体的に実施することにより、都市の構造的な防災機能の強化を図る事業です。



◆防災公園と市街地整備のイメージ

2. 事業のメリット

◆URによるまちづくりの課題解決

様々なURのまちづくりノウハウにより、防災公園整備と一体的に周辺市街地の整備改善を実施、市街地整備による耐震化・不燃化や地方公共団体のまちづくり方針に基づく市街地整備など地方公共団体が抱えるまちづくりの課題解決をお手伝いします。

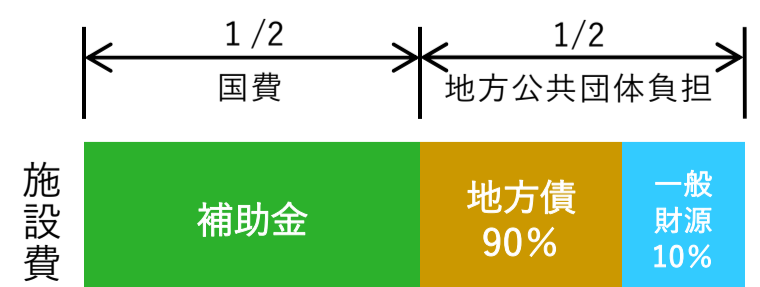
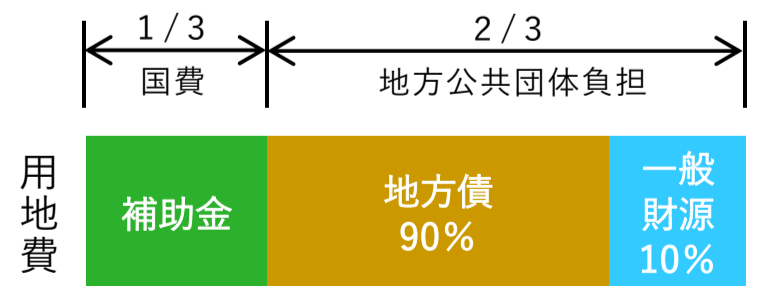
◆URの直接施行による公園整備事業の推進

URが事業主体として「用地取得」「設計・施工」「補助事業」等の公園整備に係る業務を実施することにより、地方公共団体の事務手続きを軽減します。また、会計検査等にも事業主体として対応します。

◆3つの資金計画上のメリット

地方公共団体の資金計画を優位にするメリットがあります。

- ① 国の出資金(無利子)によりURが公園用地購入費を立替え、事業用地を一括で取得します
 - ・ 土地取得時の地方公共団体の一時的な予算措置の増大を回避することができます
- ② URの直接補助枠内での補助事業実施
 - ・ URが国から直接補助金の交付を受けて公園事業を行うため、国への協議が不要です
 - ・ 地方公共団体の予算の枠外で補助金の確保が可能です
- ③ 地方公共団体の一般財源負担分の割賦による予算の平準化
 - ・ 用地費 償還期間20年(5年据置)・無利子
 - ・ 施設費 償還期間15年(2年据置)・国土交通大臣が定める年率



※起債地方負担率は変更となる場合があります

防災公園街区整備事業のご案内

3. 事業要件

【防災公園整備】

機能区分		公園種別	面積要件等
拠点機能	広域防災拠点	広域公園等	面積おおむね50ha以上
	地域防災拠点	都市基幹公園等	面積おおむね10ha以上
避難地機能	広域避難地	都市基幹公園、広域公園等	面積10ha以上
	一次避難地	近隣公園、地区公園等	面積2ha以上 ※条件によっては1ha以上

【市街地整備】

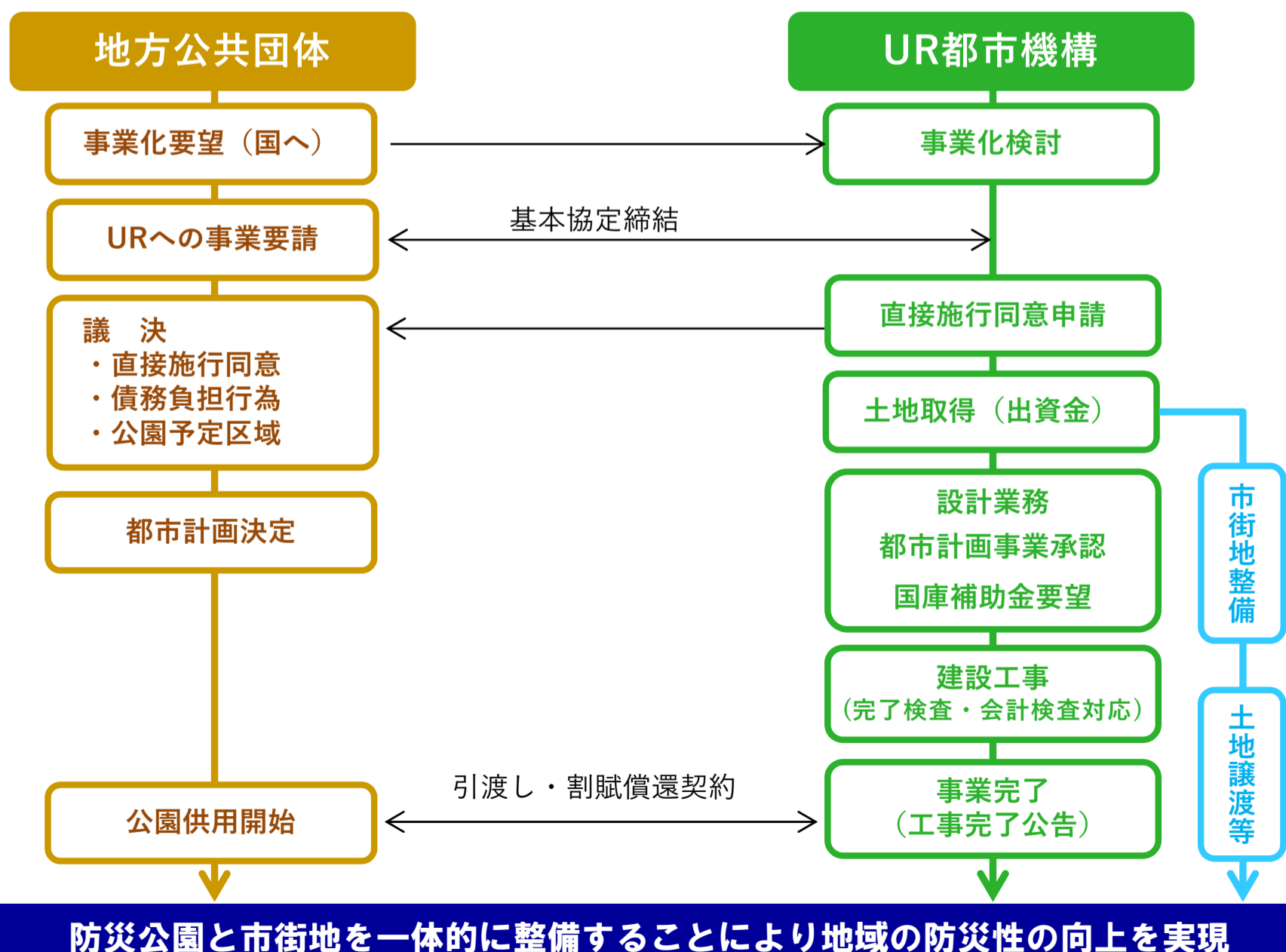
市街地整備の種類	面積要件等
建築物の敷地整備	0.1ha以上
土地区画整理事業	土地区画整理法第3条の2項第1項 (機構施行) 1.0ha以上
市街地再開発事業	第一種市街地再開発事業 0.1ha以上
	第二種市街地再開発事業 0.5ha以上

防災公園整備と
市街地整備を
一体的に実施

※この他、本事業の地域要件に適合している必要があります（詳細はお問い合わせください）

4. 事業の流れ

地方公共団体がURに事業要請を行い、URはこれを受けて、防災公園街区整備事業の事業主体として用地を取得し、整備後に地方公共団体に引き渡しを行います。



防災公園と市街地を一体的に整備することにより地域の防災性の向上を実現

・本表は事業の流れの一例で、協議によって一部変更となる場合があります

防災公園街区整備事業のご案内

5. 事業の役割分担のイメージ（※1）

URが事業主体として「用地取得」「設計・施工」「補助事業」等の公園整備に係る業務を実施することにより、地方公共団体の事務手続きを軽減します。

凡例：○ ⇒ 主体、△ ⇒ 一部実施・支援等

内 容 等	地方公共団体	UR都市機構
事業主体	—	○
事業化検討・決定	○	△
公園整備方針の提案（※2）	—	○
資金調達（予算要望 等）（※3）	○	○
人員確保（※4）	—	○
用地買収（※5）	—	○
都市計画決定	○	△
設計・工事に関する法定手続き	—	○
設計・工事等の発注・監督	—	○
完了検査・会計検査の受検	—	○
公園の管理運営	○	—

※1 本表は役割分担の一例であり、協議により一部変更が可能です

※2 引継後の公園の管理運営・活用（賑わいづくり等）を想定した提案をいたします

※3 国庫補助金はURが確保、その他の資金は公共団体に確保いただきます

※4 人件費等の経費は公共団体にご負担いただきます

※5 当初の用地購入費を、URが一括して立替えます